

第49回名古屋市手話通訳者認定試験募集要領

1 目的

聴覚障害者及び音声または言語機能障害者（以下、「聴覚障害者等」という。）にとって大切なコミュニケーションの手段である、手話を学び、習得した方に対して、「名古屋市手話通訳者認定要領」による認定試験を実施し、手話通訳者として適格であると認められる方を名古屋市手話通訳者（以下、「手話通訳者」という。）に認定することを目的とします。

2 受験資格

手話通訳者としての認定を受けようとする方は、次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 手話講習会等を2年以上にわたって受講し、手話の技術などを習得した方
- (2) 聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する方であって満20歳以上の方（令和5年4月1日現在）
- (3) 本市の区域内において名古屋市手話通訳者派遣事業実施要綱に基づく通訳活動に従事できる方

3 試験日時、会場及び試験内容

【今後の社会情勢により、日程を延期する場合があります】

(1) 1次試験

6月25日（日） 午前9時30分 ～ 午後1時頃（予定）
名身連福祉センター（中村区中村町7丁目84番地の1）
読みとり通訳試験、筆記試験

(2) 2次試験

7月30日（日） 午前9時00分 ～ 午後4時頃（予定）
名身連福祉センター（中村区中村町7丁目84番地の1）
聞きとり通訳試験、面接

※1 試験日当日の案内については、後日本人あてに送付します。

※2 筆記試験の出題範囲は、聴覚障害に関する福祉を中心とした一般常識（時事問題を含む）及び名古屋市の制度とします。

※3 2次試験は、1次試験に合格した方に限り、受験することができます。

4 申請

手話通訳者の認定を受けようとする方は、手話通訳者認定試験受験申請書に該当する内容をすべて記入の上、下記申込先へ郵送または直接申込をしてください。

(1) 申込締切日時

令和5年5月31日（水）午後5時締切（当日消印有効）

※名身連聴覚言語障害者情報文化センターに来館し申込みする場合は
5月30日（火）午後4時30分まで

(2) 申込・照会先

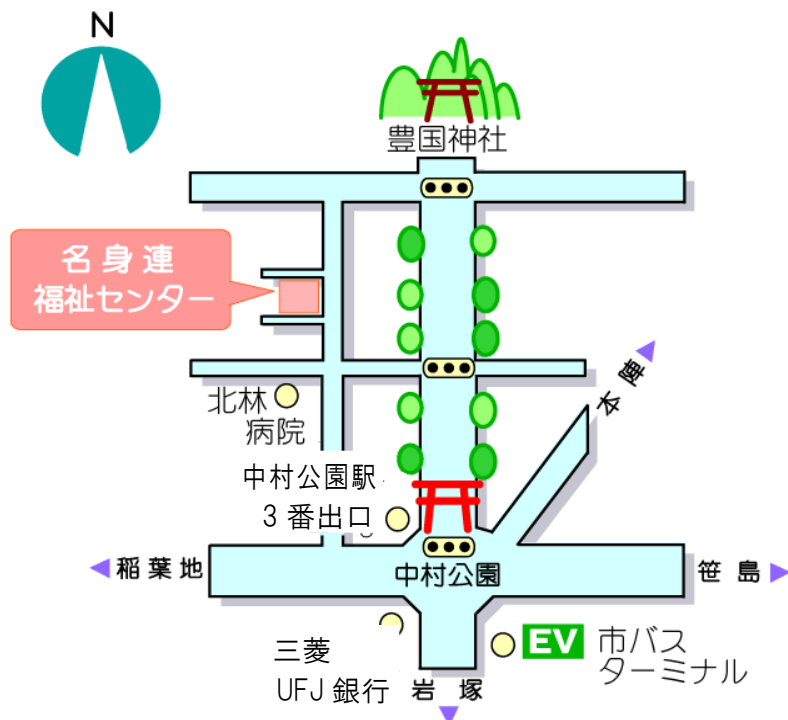
- ・名身連聴覚言語障害者情報文化センター
(名身連福祉センター内 水曜日休館)

〒453-0053

中村区中村町7丁目84番地の1

電話：413-5885

[名身連福祉センター案内図]



地下鉄東山線 中村公園駅下車、3番出口より徒歩7分
バスターミナルにエレベーターあり

- ・名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課
(名古屋市役所本庁舎1階)
電話：972-2587

※ 土、日の申込受付は名身連聴覚言語障害者情報文化センターのみ行います。